

第四次宍粟市行政改革大綱 令和4年度取組計画

担当課	番号	項目名	目標指標					歳入増加額または歳出削減額（単位：千円）							
			指標名	単位		目標	実績	達成状況	取組項目・内容		目標	実績	達成状況		
総務課・広報 情報課	1-①	人件費の適正化	時間外勤務時間数の削減率	%	R4	▲ 1.0			時間外勤務手当を含む人件費全体の削減額	R4	21,000				
					R5	▲ 2.0				R5	22,000				
					R6	▲ 3.0				R6	28,000				
					R7	▲ 4.0				R7	69,000				
					R8	▲ 5.0				R8	70,000				
			第四次行政改革大綱に規定する内容					令和4年度取組計画							
			<p>①職員給与…人事院勧告を基準として運用し、特殊な要因が発生した場合は、独自の削減等により対応する。また、ラスパイレス指数を100未満としていく。</p> <p>②職員定員…行政サービスの維持を原則として、計画的な人事管理を行う。また、早期退職制度のもとでの退職者の募集を行う。</p> <p>③時間外、休日勤務…管理職の業務管理を徹底し、適切な時間外勤務命令を行うとともに、部署内でのワークシェアリングにより、超過勤務の偏りを防ぎ、部署内の協力体制の強化を図る。また、ノー残業デー、終礼、一斉退庁等の職場を上げた取組を励行する。</p> <p>④ICT（情報通信技術）などを活用した新たなシステムや手法を導入する。</p>					<p>①職員給与は人事院勧告を基本とし、国の動向に注視しながら適正化に努める。</p> <p>②行政サービスの維持に必要な人員を確保しつつ、組織の活性化を図るために早期勧奨退職者の募集を行う。</p> <p>③ノー残業デーや終礼を活用した定時退庁の取組のほか、部署内でのスケジュール管理や業務分担等を見直すことにより、時間外、休日勤務の削減を図る。</p> <p>④業務の効率化を図るための職員間のコミュニケーションを支援するチャットツールの導入や、オンライン手続を可能にする電子フォームの利用を促進するとともに、ICTを活用した業務の効率化等について、他団体での活用事例等を研究し、積極的に業務に取り入れる。</p>							

第四次宍粟市行政改革大綱 令和4年度取組計画

担当課	番号	項目名	目標指標						歳入増加額または歳出削減額（単位：千円）						
			指標名	単位		目標	実績	達成状況	取組項目・内容		目標	実績	達成状況		
地域創生課・ 財務課	1-②	普通建設事業費 の抑制・繰上償 還の推進	地方債残高	億円	R4	(R8決算) 538.2			繰上償還による 利子削減額	R4	2,100				
					R5					R5	4,100				
					R6					R6	6,100				
					R7					R7	8,100				
					R8					R8	10,000				
			実質公債費比率	%	R4	(R8決算) 4.4			\						
					R5										
					R6										
					R7										
			将来負担比率	%	R4	(R8決算) 66.5									
					R5										
					R6										
					R7										
			第四次行政改革大綱に規定する内容							令和4年度取組計画					
			<p>①普通交付税算入が有利な地方債の発行を原則とし、実施計画策定時において財政収支見通しを基礎として建設事業費の総枠を設定する。</p> <p>②地方債の発行にあたっては、臨時財政対策債、合併特例事業債及び災害復旧事業債を除いて、毎年度の償還額を超えない範囲での地方債発行額とする。</p> <p>③地方債発行に係る償還について、繰上償還を積極的に実施する。</p>							<p>①毎年度8月頃に作成する10年間の財政収支見通しを参考に、翌年度以降の事業をとりまとめる実施計画の策定の中で、財政収支のバランスを念頭に普通建設事業費の総枠を設定し、予算編成における普通建設事業計上のベースとする。</p> <p>②臨時財政対策債、合併特例事業債及び災害復旧事業債を除いて、起債額が償還額を上回らない額とする。</p> <p>③決算剰余金の1/2以上について、利息減額効果のある繰上償還を優先し行う。</p>					
担当課	番号	項目名	第四次行政改革大綱に規定する内容							令和4年度取組計画					
地域創生課 (総括)	1-③	事務事業の見直し	<p>①総合計画「実施計画」の策定段階等において、新規事業・拡充事業を実施しようとする場合は、既存事業の廃止・縮小などスクラップアンドビルドを原則とする。</p> <p>②総合計画「実施計画」の策定段階等において、事業効果の検証、他市町の水準との比較を行い、見直しを実施する。</p> <p>③補助金の交付に係る運用基準の見直しを行い、新たな運用基準により既存の補助金の精査を行う。</p>							<p>①翌年度以降の事業をとりまとめる実施計画の策定段階、また、個々の新規事業の見直しの段階で、新規で事業を実施しようとする場合または事業を拡充しようとする場合においては、既存事業の廃止または縮小や、財源を確保することを条件として事業を構築する。</p> <p>②翌年度以降の事業をとりまとめる実施計画の策定段階、また、個々の新規事業の見直しの段階で、特に、失効期限を迎える補助金交付要綱については、効果検証及び他市町との水準比較を行ったうえで制度の継続及び制度改正の要否を検討する。</p> <p>③補助金の見直し方針策定に向けて情報収集及び検討を行う。</p>					

第四次宍粟市行政改革大綱 令和4年度取組計画

担当課	番号	項目名	目標指標					歳入増加額または歳出削減額（単位：千円）						
			指標名	単位		目標	実績	達成状況	取組項目・内容		目標	実績	達成状況	
地域創生課 (総括)	1-④	指定管理者制度等の推進	非公募指定管理施設の公募指定管理移行数 または 新たに指定管理者制度を導入する施設数	-	R4	-			/					
					R5	-								
					R6	-								
R7	-													
R8	+2													
第四次行政改革大綱に規定する内容							令和4年度取組計画							
<p>①指定管理施設の経営検証を毎年度行う。 ②次期更新時期に向け、公募の可能性について指定管理者の意向も確認しながら検討を行う。 ③指定管理者制度を導入していない施設について導入検討を行う。 ④指定管理者制度の適用になじまない施設についても業務の一部が委託できないかなど地域団体を含めた民間活用の積極的な活用の検討を行う。</p>							<p>①指定管理者として運営する団体等のうち市が出資する第三セクターを中心に、指定管理者選定審議会において経営検証を行う。 ②ばんしゅう戸倉スキー場及びくるみの里について令和4年度末で指定管理期間が満了するため、令和5年度以降の指定管理者選定に向け、前回同様公募を行う。 ③④現在指定管理者制度を導入していない施設について、地域及び民間団体の導入の可能性を検討する。</p>							
担当課	番号	項目名	目標指標					歳入増加額または歳出削減額（単位：千円）						
			指標名	単位		目標	実績	達成状況	取組項目・内容		目標	実績	達成状況	
地域創生課 (総括)・まちづくり推進課(千種)・まちづくり推進課(波賀)・上下水道課・学校給食センター	1-⑤	公共施設等の最適化の推進	公共施設等の延べ床面積の削減率	%	R4	(R8末) ▲6.9			/	市民協働センター整備に伴う維持管理経費削減額	R4	558		
					R5						R5	838		
					R6						R6	3,186		
					R7						R7	3,186		
					R8						R8	3,186		
										下水道処理施設統合に伴う維持管理経費削減額	R8	4,521		
			第四次行政改革大綱に規定する内容							令和4年度取組計画				
<p>公共施設等総合管理計画及び個別計画に基づき公共施設等の最適化を推進する。 ①市民協働センター整備に伴う市民局管内施設の集約 市民局庁舎を中心に、生涯学習施設、保健福祉センター等を集約していく。 ②学校給食センター 山崎、一宮波賀、ちくさの3つの学校給食センターについて、児童・生徒数の減少や学校規模適正化による学校数の減少に伴い、機能集積を進める。 ③下水道施設 ライフサイクルコストの低減を図るため、下水道施設統廃合計画に基づき施設の統廃合を実施するとともに、受入側(存続)となる処理施設については、国の交付金を活用し、施設の長寿命化を進める。</p>							<p>①令和4年度中の波賀町域における市民協働センター整備着工に向けて実施設計を進めるとともに、集約の対象となった公共施設の解体撤去や活用について検討を行う。千種町域における中長期計画として住民の利便性向上の観点から保健福祉行政機能を千種市民協働センターに集約することも視野にエーガイヤちくさの方向性について引き続き検討する ②学校給食センターにおける事業手法を検討(従来方式・DB+O方式)し、学校給食センター整備方針を策定する。 ③下水道施設統廃合計画に基づき、生活排水処理計画の変更を実施し、施設統廃合に向けた事業進捗を図る。また、ストックマネジメント計画に基づいた、施設長寿命化工事を実施する。</p>							

第四次宍粟市行政改革大綱 令和4年度取組計画

担当課	番号	項目名	目標指標						歳入増加額または歳出削減額（単位：千円）										
			指標名	単位		目標	実績	達成状況	取組項目・内容	目標	実績	達成状況							
税務課・市民課	2-①	収納率向上に向けた取組の推進（市税・国保税）	現年収納率（市税）	%	R4	(R8決算) 99.2			/										
					R5														
					R6														
					R7														
					R8														
			現年収納率（国保税）	%	R4	(R8決算) 95.3													
					R5														
					R6														
					R7														
					R8														
			第四次行政改革大綱に規定する内容											令和4年度取組計画					
			①徴収強化月間の取組 ②預金、資産等の調査及び検索による財産調査の強化 ③納税環境の整備の推進 ④納税交渉の強化と速やかな滞納処分の実施 ⑤任期付職員等の配置による効果的な徴収体制の推進 ⑥債権回収事務の新たな取組の検討											①5月及び12月を徴収強化月間と位置づけて徴収強化を図る。特に12月は県税と共同で一斉催告を行い、訪問、電話等による納付督促を行う。 ②佐用町との市町間併任人事協定を継続し、強制調査（検索）を実施するとともに、電子照会による預金照会を活用することで財産調査の強化を図る。 ③コンビニ収納、クレジット収納、スマホアプリ決済収納、ペイジー口座振替手続など、HP・広報紙等の媒体を通じ納税者等に周知し利用推進を図る。 ④実務研修等に参加し徴収スキルの向上を図ることで、納税交渉や差押等、速やかに滞納処分を実施する。 ⑤任期付職員等を配置し徴収体制を強化することで、現年度課税分の効果的な徴収を行う。 ⑥自主納付の案内や居所等調査業務等の民間委託や他市の滞納整理の取組について、宍粟市での対応の可否について研究を行う。					

第四次宍粟市行政改革大綱 令和4年度取組計画

担当課	番号	項目名	目標指標					歳入増加額または歳出削減額（単位：千円）				
			指標名	単位		目標	実績	達成状況	取組項目・内容	目標	実績	達成状況
地域創生課 (総括)	2-②	収納率向上に向けた取組の推進 (市税・国保税以外)	現年収納率（市税・国保税を除く。）	%	R4	(R8決算) 97.25						
					R5							
					R6							
					R7							
					R8							
			第四次行政改革大綱に規定する内容				令和4年度取組計画					
			①定期的に徴収状況について点検を行い進捗管理を徹底するとともに、滞納整理検討会議において増加傾向にある債権についての対策を協議し、強化策を検討する。 ②滞納が増加傾向にある債権がある場合は、集中して債権回収に取り組む。 ③税務課を中心に、滞納整理についてのノウハウの共有、研修の実施等に取り組む。 ④行政サービスの制限については、既に一部の行政サービスについて導入しているが、他の行政サービスについても統一的な考え方を整理し、実施に向けて検討する。 ⑤債権回収業務の一元管理について研究・検討を進める。				①②四半期毎に各債権の滞納状況を取りまとめ常任委員会へ報告するとともに、滞納整理検討会議及び調整部会において対策検討を行う。また、各債権の滞納処分の執行状況についての公表に取り組む。 ③税務課職員を講師として研修の実施に取り組む。 ④行政サービスの制限について、先進地事例を参考に調査・研究を行う。 ⑤債権のうち強制徴収公債権については他の部署との情報共有が可能であることから、連携を図る中で効率的な滞納整理を行う。					
担当課	番号	項目名	第四次行政改革大綱に規定する内容				令和4年度取組計画					
地域創生課・ 水道管理課・ 生活衛生課	2-③	使用料・手数料等の見直し	事業実施にあたって、収入で支出をまかなうことができているかを前提に適正な金額となっているかを検証し、類似団体、近傍団体との比較検討も含め、使用料及び手数料の改定を行う。 ①水道料金…令和3年度中に料金の改定率等を示し公共料金審議会に諮る。以後、周期的に見直しをする。 ②下水道等使用料…地方公営企業法適用（令和2年度）後の経営状況を検証したうえで、適正な額の検討を行う中で、改定の必要があれば公共料金審議会に諮る。 ③ごみ処理手数料…令和2年度における一般廃棄物処理基本計画の見直しをもとに、ごみ処理に係る費用を算出する中で手数料の検討を行う。以後一般廃棄物処理基本計画の見直しに合わせて5年ごとに検討を行う。 ④公共施設の使用料、その他の使用料・手数料・分担金等について、受益者負担の原則に基づき、見直し指針を策定し、順次見直しを行う。				①令和3年度の公共料金審議会の答申に基づき、令和5年4月からの料金改定施行に向け、条例改正議案の議会への上程を経て、議会での議決となれば、市民の方へ広報紙等での周知など事務を行う。 ②地方公営企業法適用後の経営状況を検証し、経営戦略の見直しに向けデータ整理等を行う。 ③ごみの種類ごとに、収集運搬及び処分に係る費用を算出し、市民が負担すべき手数料を近隣自治体の手数料と比較しながらごみの種類ごとに算定して、手数料改定の是非を決定する。 ④公共施設の使用料及び手数料について見直し方針を策定し、当該方針に基づき使用料の改定の必要性について検討を行う。					

第四次宍粟市行政改革大綱 令和4年度取組計画

担当課	番号	項目名	目標指標					歳入増加額または歳出削減額（単位：千円）				
			指標名	単位	目標	実績	達成状況	取組項目・内容	目標	実績	達成状況	
総務課・財務課・広報情報課	2-④	広告料収入の確保	/					広報紙及び市公式サイトへの広告掲載による広告料収入	R4	25		
									R5	50		
									R6	75		
									R7	100		
									R8	125		
								庁舎施設への広告掲載による広告料収入	R4	40		
									R5	40		
									R6	140		
									R7	140		
									R8	140		
								封筒への広告掲載による広告料収入	R4	150		
									R5	150		
									R6	150		
									R7	150		
									R8	150		
第四次行政改革大綱に規定する内容						令和4年度取組計画						
①広告募集の方法や広報等における広告掲載手法を工夫し、広報紙や市公式サイト、庁舎施設、封筒での広告掲載を継続・拡充する。 ②広報紙や市公式サイトだけでなく、市が管理・作成しているもので新たな広告掲載の媒体となるものがないか研究・検討する。						①【広報情報課】広報紙や公式サイトで効果的な周知を重ねるとともに、商工会やしそ森林王国観光協会などを通じた募集の呼びかけ、またSNSによるスポット募集記事の掲載などにより収入増をめざす。 【総務課】商工会やしそ森林王国観光協会等の団体を通じたPRを検討する。 【財務課】エレベーター広告については市公式サイト等で募集し広告掲載を継続・拡充する。 ②北庁舎でのロビー案内図広告について検討するとともに、広報紙など広告のフルカラー化等による広告収入アップを研究する。						

第四次宍粟市行政改革大綱 令和4年度取組計画

担当課	番号	項目名	目標指標					歳入増加額または歳出削減額（単位：千円）					
			指標名	単位		目標	実績	達成状況	取組項目・内容		目標	実績	達成状況
地域創生課	2-⑤	ふるさと納税の拡充	第四次行政改革大綱に規定する内容					令和4年度取組計画	ふるさと納税額	R4	12,000		
										R5	24,000		
										R6	36,000		
R7	48,000												
R8	60,000												
<p>①ふるさと納税を活用したクラウドファンディングについて、市民・事業者等に周知するとともに、市の事業における活用についても検討・実施する。</p> <p>②地域創生総合戦略との整合を図ったうえで、企業からのふるさと納税の募集を行う。</p> <p>③市内事業者に対するふるさと納税制度の周知を行い、宍粟市における返礼品がより魅力的なものとなるよう事業者と協議を行う。</p> <p>④ふるさと納税ポータルサイトや専門誌、ふるさと納税制度や返礼品を紹介するパンフレット等により、宍粟市の魅力発信を行う。</p>					<p>①ガバメントクラウドファンディングについて、広報紙及び市公式サイト等において積極的な周知を行う。翌年度以降の事業をとりまとめる実施計画の策定段階において、市の事業においてガバメントクラウドファンディングの趣旨に該当するものがないか整理を行う。</p> <p>②企業からのふるさと納税について、民間活用も含め積極的に企業訪問等を行うとともに、市公式サイト及び企業版ふるさと納税取りまとめポータルサイトにおいて募集を行う。</p> <p>③ふるさと納税返礼品の登録をいただいている事業者への訪問を行うとともに、登録いただいている事業者とも連携し、より魅力的な返礼品となるよう協議を行う。</p> <p>④新たなポータルサイトへの掲載、ふるさと納税専門誌への掲載、パンフレット・ハガキの作成及び過去における寄付者への送付、民間活用によるポータルサイトにおける写真等の魅力化を行う。</p>								
担当課	番号	項目名	目標指標					歳入増加額または歳出削減額（単位：千円）					
財務課・秘書政策課	2-⑥	市有財産の有効活用	学校等跡地（施設）の利活用率	%	R4	(R8末) 82.6			第四次行政改革大綱に規定する内容	令和4年度取組計画	①未利用財産の貸付、売却については、広報紙、HP等を活用し周知するとともに、利活用等に向けた手順について整理を進める。 ②サテライトオフィス等を検討している企業を対象に現地視察を実施する。進出の可能性や進出に必要な環境等についてヒアリングを行う。		
					R5								
					R6								
					R7								
					R8								
			<p>①学校等跡地を含めた未利用財産の貸付、売却の推進及び市公式サイトによるPR</p> <p>②学校等跡地におけるサテライトオフィス等の導入の検討</p>					<p>①未利用財産の貸付、売却については、広報紙、HP等を活用し周知するとともに、利活用等に向けた手順について整理を進める。</p> <p>②サテライトオフィス等を検討している企業を対象に現地視察を実施する。進出の可能性や進出に必要な環境等についてヒアリングを行う。</p>					

第四次宍粟市行政改革大綱 令和4年度取組計画

担当課	番号	項目名	目標指標					歳入増加額または歳出削減額（単位：千円）				
			指標名	単位	目標	実績	達成状況	取組項目・内容	目標	実績	達成状況	
森林環境課	2-⑦	市有林搬出間伐促進による立木売払い収入の確保						立木売払い収入等	R4	5,000		
									R5	5,000		
							R6	5,000				
							R7	25,000				
							R8	25,000				
第四次行政改革大綱に規定する内容							令和4年度取組計画					
<p>①森林経営計画を林業事業者等と共同樹立している事業地の積極的な搬出間伐を行う。</p> <p>②長期的な期間において林業事業者が計画的に搬出間伐を進めることができる長期受委託契約のさらなる推進を行う。</p> <p>③搬出間伐による素材販売に取り組むとともに、副次的に発生する林地残材もバイオマス燃料用として販売する。</p> <p>④森林整備による自然環境保全への取組について、市内外の方や企業等に広く周知を行い、地産地消による地域材の利用を積極的に進める。</p>							<p>①市有林整備事業【森林経営計画共同樹立地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3地区（搬出間伐32.5ha 切捨間伐4.3ha） <p>②市有林整備事業【長期受委託契約地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1地区（搬出間伐30.0ha） <p>③市有林整備事業【バイオマス燃料用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3地区（未利用材2,600 t） <p>④森林の恩恵と森林保全活動の啓発リーフレットの作成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人向けリーフレット 2,000部（観光施設等で配布） ・法人向けリーフレット 1,000部（株式会社姫路ヴィクトリーナ等を通じ配布） <p>計 3,000部</p>					
森林環境課	2-⑧	再生可能エネルギーの利活用・森林吸収源対策の推進						小水力発電施設等整備による固定資産税額・クラウドファンディングによる寄付金額	R4	-		
									R5	1,000		
							R6	1,500				
							R7	2,000				
							R8	2,500				
第四次行政改革大綱に規定する内容							令和4年度取組計画					
<p>①山地災害防止や低炭素社会の実現に向けた取組を行う中で、J-クレジット制度による市場の需要と供給及び供給側の費用負担等のバランスを調査し当制度の活用方法を検討する。</p> <p>②小水力発電等の再生可能エネルギー施設の導入促進により、地域活性化に取り組むとともに新たな固定資産税収入確保をめざす。</p> <p>③森林整備をはじめとする自然環境保全への取組について、市内外の方や企業等に広く周知を行い、森林保全活動への理解やふるさと納税を活用したクラウドファンディングによる支援など、森林保全活動の輪を広げる。</p>							<p>①令和4年度に政府からJ-クレジット制度に関する具体的な制度設計案が示される方針であるため、当制度の活用について調査研究を進める。</p> <p>②現在、実施中である小水力発電事業を起爆剤に、地域活性化に繋がる優良事例として広く普及啓発を行う。また、木質バイオマス等の再生可能エネルギーについても、地域資源の有効活用の観点から市内外での利用促進を行う。</p> <p>③森林の恩恵と森林保全活動の啓発リーフレットの作成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人向けリーフレット 2,000部（観光施設等で配布） ・法人向けリーフレット 1,000部（株式会社姫路ヴィクトリーナ等を通じ配布） <p>計 3,000部</p>					